

実務研究

日本税務会計学会

6月 月次研究会



土屋栄悦 [渋谷]

非上場株式の取引価額と問題点

1 はじめに

租税の計算要素として、資産の時価を用いる場合がよくある。時価の算定が必要な場合とは相続税・贈与税における課税価格、無償・低額取引に係る所得税・法人税の所得金額などの課税標準の計算である。しかし、資産のうち市場に流通し、市場価値が形成されているものは非常に少ない。

2 非上場株式の取引に係る課税関係

非上場株式に関する取引で取引対価と時価との差額について問題となるのは、利害関係人間における非上場株式の有利発行による増資や低額譲渡などである。これらの課税関係をまとめると図表1・2のようになる。

3 非上場株式の時価

課税の基準となる非上場株式の時価は、客観的交換価値である。贈与税の課税の場合には財産評価基本通達による相続税評価額であ

図表1 非上場株式の有利発行による増資

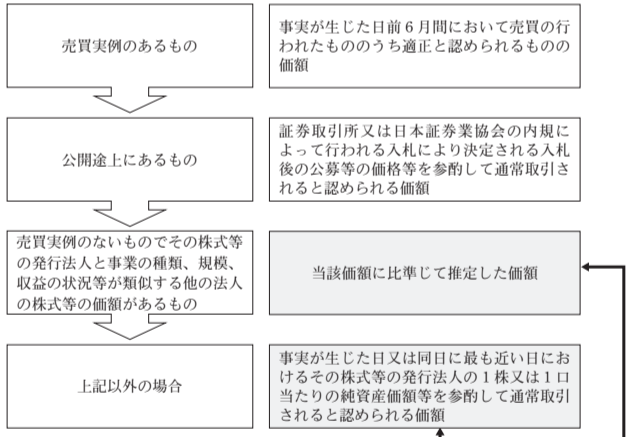
増資による持株割合の変動の有無	区分	旧株主と引受者の関係	課税関係
なし	—	—	なし
あり	非同族会社	—	所得税(一時所得)(所法36②、所令87)
		非親族間親族間	贈与税

(注) 新株交付の目的が給与又は退職手当等の場合には、給与所得(賞与)又は退職所得として所得税の課税対象となる。

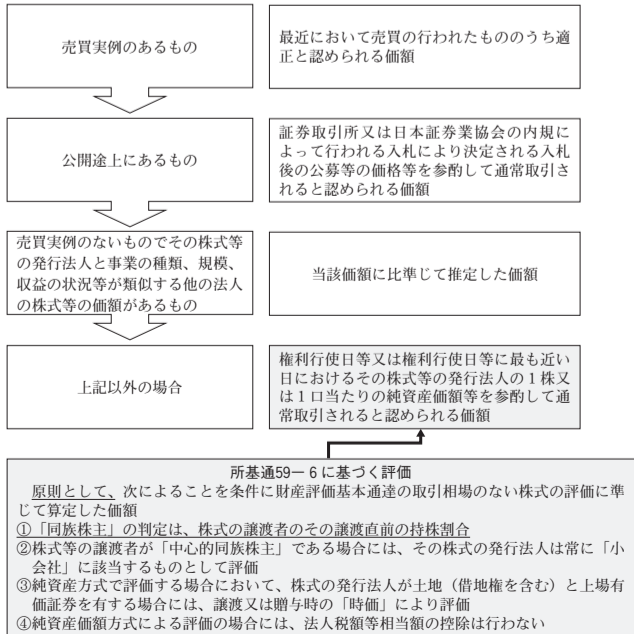
図表2 非上場株式の低額譲渡

譲渡者	譲渡者に対する課税	譲渡者に対する課税
個人	譲渡者が個人の場合 ①譲渡対価が時価の2分の1未満の場合→実際の譲渡対価を収入金額として譲渡所得課税(注) 譲渡対価が時価の2分の1未満の場合でも、みなし譲渡課税の適用はないが、譲渡損失が生じた場合のその損失はないものとみなされる。(所法59②)	譲渡者が個人の場合 時価と譲渡対価との差額に対し、「みなし贈与」課税(相法7)
	譲渡者が法人の場合 ①譲渡対価が時価の2分の1以上の場合→実際の譲渡対価を収入金額として譲渡所得課税(所法33②、36①) ②譲渡対価が時価の2分の1未満の場合→時価を収入金額として「みなし譲渡」課税(所法59、所令169)	譲渡者が法人の場合 時価と譲渡対価との差額に対し、受贈益課税(法22)
法人	①時価と帳簿価額との差額につき、譲渡益課税 ②時価と譲渡対価との差額は、寄附金又は給与(賞与)(法34、37)	譲渡者が個人の場合 時価と譲渡対価との差額に対し、一時所得(又は給与所得)課税(所法28、34)
	①譲渡対価と帳簿価額との差額につき、譲渡益課税 ②時価と譲渡対価との差額は、寄附金(法22、37)	譲渡者が法人の場合 時価と譲渡対価との差額に対し、受贈益課税(法22)

図表3 法基通4-1-5 上場有価証券等以外の株式の時価



図表4 所基通23-35共-9 株式等取得する権利の時価(上場有価証券等以外)



り、所得税や法人税の課税

純資産価額方式による評

価差額に対し法人税額等相

4 法人税額等相当額の控除の不適用について

非上場株式については、勿論、その相対的な市場価値は存在しないので、取引価額(時価)の算定は税務上問題となることが多い。そこで、非上場株式の取引等について課税関係及び時価を確定すると共に非上場株式等の取引価額等について争われた第一不動産事件を検証することとする。

非上場株式については、勿論、その相対的な市場価値は存在しないので、取引価額(時価)の算定は税務上問題となることが多い。そこで、非上場株式の取引等について課税関係及び時価を確定すると共に非上場株式等の取引価額等について争われた第一不動産事件を検証することとする。

より判定すること(所基通59(6)(1))という条件が所得税基本通達にしかない。しかし、法人税基本通達逐条解説(税務研究会)において平成6年10月発行版までは「意図的に分割して行うような場合を除き、原則としてその売買取引の株数単位で(すなわち、買手側の立場に立つて)本通達による評価の特例を準用することにならう。」と財産評価基本通達同様に譲渡又は贈与後の持株割合による原則的評価方式と特例評価方式の判定を解説していたが、その後平成11年6月発行版以降は同解説が削除されている。このことは法人税においても同族株主に該当するかは、所得税基本通達同様に譲渡等直前の保有株数により判定をしないといふことだろうか。

この場合には、通常の取引価額である。この通常の取引価額とは純然たる第三者間における取引の場合には種々の経済性を考慮して決定された価額であるが、それ以外の場合には一定の留保条件を前提に財産評価基本通達の取扱いの準用を認めている。

非上場株式の時価については法人税法基本通達4-1-5及び4-1-6並びに所得税法基本通達23-35共1-9と59-6において図表3・4のように定めている。法人税も所得税もほぼ同様に規定しているが、財産評価基本通達の準用に係る留保条件のうち「財産評価基本通達1-8(1)に定める『同族株主』に該当するかは、株式等を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の保有株式数に

当額の控除について争われた第一不動産事件については、検討してみる。同事件が発生した昭和62年当時の通達においては、無条件に法人税額等の控除が認められていた。しかし、一審判決は、法人が存続することを前提として新株発行及び株式譲渡が行われているので、法人税額等相当額を控除することは合理性を欠く旨判示している。控訴審においても法人税額等の控除は認められない。

平成17年11月8日最高裁判決(三小)の判決は、法人税額等相当額の控除の趣旨を「個人が財産を直接所有し、支配している場合と、個人が当該財産を会社を通じて間接的に所有し、支配している場合との評価の均衡を図るためであり、評価の対象となる会社が現実に行われることを前提としていることによるものではない。」と一審及び控訴審と同様である旨及び「営業活動を順調に行って存続している会社の株式の相続及び贈与に係る相続税及び贈与税の課税においても、法人税額等相当額を控除して当該会社の1株当たりの純資産価額を算定することとは、一般的に合理性があるものとして、課税実務の取扱いとして定着していたものである。」旨を判示している。また、「営業活動を順調に行っている会社の株式であっても、法人税額等相当額を控除して算定された1株当たりの純資産価額は、昭和62年当時において、一般には通常の取引における当事者の合理的意図に合致するものとして、所得税基本通達(平成10年課法8-2、課所4-1-5)による改正前のもの」23-35共1-9(4)にいう「1株当たりの純資産価額等を参照して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。このように解釈される上記「1株当たりの純資産価額等を参照し

と類似業種比準価額と低い方をもって評価すべきであるとして、原審に差し戻している。また、旺文社事件に対する平成18年1月24日最高裁判決(三小)判決も純資産価額方式による評価差額に対し法人税額等相当額の控除について第一不動産事件と同様の趣旨から原審へ差し戻しをしている。

とは、所得税法及び所得税法施行令の解釈として合理性を有していると判示しており、これが現行の法令上の時価の解釈として適法としたものであれば、現行の関連通達に影響を及ぼすこととなる。どちらにしても最高裁は本件につき、東京高等裁判所に差し戻しをしており、高等裁判所の判断に注意しなければならぬ。

5 今後の法人税額等相当額の控除について

第一不動産事件の最高裁判決が昭和62年当時の適用関係通達で法人税額等の控除が無条件に適用され、かつ、課税実務上定着していたことを前提に行われたものであれば、現行の所得税法・法人税法等の解釈に影響しないことになる。しかし、本件判決は法人税額等の控除の趣旨から考えると純資産価額方式による非上場株式の評価額の計算上法人税額等相当額を控除するこ

と、所得税法及び所得税法施行令の解釈として合理性を有していると判示しており、これが現行の法令上の時価の解釈として適法としたものであれば、現行の関連通達に影響を及ぼすこととなる。どちらにしても最高裁は本件につき、東京高等裁判所に差し戻しをしており、高等裁判所の判断に注意しなければならぬ。